

# 災害拠点病院の指定要件の見直しについて

# 災害拠点病院等の電気・水の確保に関する規定について

- ・**災害拠点病院**については、東日本大震災の後に開催された「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、**電気については自家発電の保有、3日間程度の燃料備蓄が要件に定められた。**
- ・水については受水槽の保有や井戸設備の整備、優先的な給水協定の整備を例示し、水の確保を要件としたが、飲料水の備蓄(3日分程度)を除き、具体的な数値は定めなかった。

災害拠点病院指定要件(抄) 平成24年3月21日付医政局長通知により改正。

## (2) 施設及び設備

### ① 医療関係

#### ア. 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

(ア)～(イ) (略)

(ウ)通常時の6割程度の発電容量のある**自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保**しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(エ)適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。

イ. (略)

ウ. その他食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。～

※ 改正前は「水、電気等のライフラインの維持機能を有すること」が指定要件となっていた。

## (第12回 平成31年3月29日)における主な意見

### 災害拠点病院の燃料の確保について

- 現在の「6割程度の発電容量のある自家発電機等」の要件について、病院の環境の変化により対応を求めるのは困難であり、厳密な要件としない方がいいのではないか。
- 「6割程度の発電容量のある自家発電機等」の要件について、病院の規模、求められる機能、優先しなければならないもの等により一律に規定するのは困難であり、現在より高めの努力目標としての記載をすべきではないか。
- 自家発電機の燃料供給をガスとする場合の要件記載について、LPガスの場合はバルクでの備蓄、都市ガスの場合はLPガスに切り替えもしくは他の発電系統を持つ、と記載を書き分けた方が良いのではないか。
- 経過措置を過ぎても、要件を満たしていない場合の取扱いについて、具体的な対応について一律に規定すべきではない。

### 災害拠点病院の水の確保について

- 診療機能を維持する水の使用量について、具体的に示した方がいいのではないか。
- 水については複合的な課題があるため、引き続き詳細な対策を検討すべきではないか。
- 水の問題は、水道の整備状況や方針等地域差があると思われ、地域の必要性を客観的に評価した基準を作るのは困難ではないか。

# 災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策

**概要:** 平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に非常用自家発電設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。

府省庁名:厚生労働省

## 非常用自家発電設備の増設等の補助

箇所:125病院

期間:2020年度まで

実施主体:民間等の災害拠点病院、  
救命救急センター及び周産期母子医療センター

内容:非常用自家発電設備の増設等(※)に必要な経費の補助を行う。

※ 3日程度診療機能を維持するために必要な非常用自家発電装置の燃料タンクの増設、病院内に燃料備蓄が可能な非常用自家

発電装置への更新

※ 公立病院については総務省において地方財政措置を講じる予定

達成目標:

災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備の整備を完了

(非常用自家発電装置)



# 災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策

概要：平成30年7月豪雨を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に給水設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。

府省庁名：厚生労働省

## 給水設備の増設等の補助

箇所：124病院

期間：2020年度まで

実施主体：民間等の災害拠点病院、  
救命救急センター及び周産期母子医療センター

内容：給水設備の増設等(※)に必要な経費の補助を行う。

※ 3日程度診療機能を維持するために必要な受水槽の増設、地下水利用給水設備の整備

※ 公立病院については総務省において地方財政措置を講じる予定

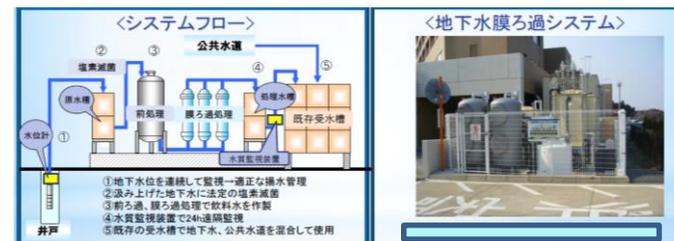
達成目標：

災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる給水設備の整備を完了

(受水槽増設)



(地下水利用システム整備)



災害時を想定した「多様な水源の活用」の一策 ⇒ 2元給水化  
自社の水確保だけでなく、水供給による地域貢献も可能に

# 災害拠点病院指定要件の見直しについて

## 改正案

### <燃料の確保について>

- 容量要件は、現状の「6割程度の発電容量のある自家発電機等」とする。
- 外部のインフラの損壊等により、電力供給の継続ができなくなるおそれがあることを踏まえ、燃料の備蓄を明示する。ただし、都市ガスの場合は、LPガスや他の電力系統(都市ガスを除く)への切り替えによる備蓄について規定する。

### <水の確保について>

- 少なくとも3日分の病院の機能を維持できる水の確保が望ましい。ただし、病院内外のインフラの整備状況を鑑み、その確保は、受水槽の確保または停電時にも利用可能な地下水利用のための整備のいずれを用いてもよいものとし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等を行う。

### <経過措置について>

- 燃料の確保、水の確保について、令和3年3月までに整備することを前提に、指定を継続することを可能とする。